

処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	認定取消処分
②	法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
③	法令番号	平成18年法律第49号
④	根拠条項	第29条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	処分基準	<p>(公益認定の取消し) 第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 一 法第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 偽りその他不正の手段により公益認定、法第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。 三 正当な理由がなく、前条(法第二十八条)第三項の規定による命令に従わないとき。 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>【参考URL】 https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/syobunkizyun.pdf</p>
	添付の有無	なし
⑪	問合せ	総務部総務調整課公益法人係 (電話)075-414-4038
⑫	備考	